

新潟県 公民館月報

(昭和33年3月18日第三種郵便物認可)

昭和39年3月1日(毎月1回1日発行)

発行所 新潟県公民館連絡協議会
 (新潟市一番町通町・県教育庁社会教育課内)
 【電話(新潟)05511の6543】
 【振替(新潟)4094】

発行人 飛田一郎
 (定価 1部15円)

3月号(133号)

特集 進展する社会と公民館の運営



未来のため

ビジョンをもとう

この特集のねらい

公民館という言葉がもう耳なれたひびきを残すほど公民館も普及して参りましたが、しかし、その中味はということになると、まだ、きわめて不完全なものが多く、その機能をじゅうぶんに發揮しているとはいえないのが実情です。

このため、一般に、公民館に対して誤った認識が持たれることが少なくなく、それがまた公民館の振興を妨げるといふ悪循環を繰返すことになっていきます。

もし、このままに放置するならば、恐らく公民館はますます貧弱なものとなり、社会の進歩に即応する教育文化施設として地域の文化の発展に寄与することはいっそう困難となるにちがありません。

はじめに

この特集を発行するについて、文部省社会教育局では、その資料「進展する社会と公民館の運営」全文の転載を許してくださいました。まず深くお礼を申し上げます。

さる2月19日開いた本紙編集委員会に決定したが、急にこのような特集号を発行することになり、手持ちの資料、写真をかきあつめまとめたものです。

本号は、本紙読者のほか市町村関係者や一般にも頒布する方針で、2,000部ほど増刷してあります。「進展する社会と公民館の運営」について、いくらかでも認識を深めていただくことができたなら幸いです。希望のむきには1部15円(10部以上送料無料)であせんします。

3月の歴史

ゲート

百三十一年前の三月二十二日没ドイツ最大の文学者、また自然科学者、古典主義の代表的作家主著「若きヴェルの悩み」「フアウスト」「色彩論」など多数。

× × 嵐をなごめにして、一しよに世間へまっしぐらに飛び出しましょう。散らしてありますが、冥想なんかする暇は、枯れた草原のうえを悪魔にとりつかれ、ぐるぐる引廻される動物みたいなのです。その回りに美しい緑の牧場があるのに。(フアウスト)より

支配したり服従したりしないでそれでいて、何ものかであり得る人間だけが、ほんとうに幸福であり、偉大なのです。(ゲッツ)より



人が施設をつくり
施設が人をつくる

これからの公民館

さる2月完成した津川町公民館の前景です。間取りは下図のとおりで、さして大きい施設ではありませんが、よくまとまっていて人口規準からみたら県内では水準以上のものです。

一、変貌する社会と公民館の役割

科学技術の急速な進歩と経済の高度な成長に伴って社会は著しい変貌を遂げ、とどまることを知らないありさまです。科学技術の面でも、産業の面でも、はたまた社会生活の面でも、個人生活の面でも、このはげしい変化に適応して方向を誤らないためには、常に新しい事態を正しく理解する努力が大切でありますし、これに必要な能力の向上を断続的に心がけなければいけません。個人としての幸福も社会の繁栄も望むことがますますかくなるにちがありません。

また、生活がいよいよ複雑になってくる結果、わたくしたちの周囲には、平和で豊かな生活の妨げになるような面倒な問題が数々発生したり心身の疲労を加重するものがあることが頻りに起きてきたりして、個人的、または共同で、問題の解決を図り、研究や工夫をしなければならぬ場合がますます多くなっていくと見られます。

しかも、新聞、ラジオ・テレビなどはそのままでは必ずしもすべての人の学習その他の希望にじゅうぶん役立っているとはいえず、相談所、試験所等の機関は、大多数の人ひとが自由に、容易に利用できるほど隔なく設け

られているわけでもなく、娯楽機関が必ずしも自給、心身の休憩と慰安の希望をじゅうぶん満たしているとは限らない、というのが実際のところである。おまかせれば、多様な自分たちの問題を自分たちで解決し、各種の学習意欲を満足させようとする動きに対して、直接責任をとることをすべての目的とするものではないからである。

したがって、社会の進展に即応して、生活の向上を図るために生きていくべきであらうあらゆる問題の解決を常住の間に助けようとする条件が、公共の力で整えられ、それが手軽に利用できるならば、その利便は大きく、近代的な市民生活では、何にせよ望まれるわけですが、この期待は、まことに答えるようにする使命をおびているのが、すなわち公民館であることはいくらでもありません。

そのうえ、たゞ、人びとの目前の要求を満たすばかりでなく、人びとが生活している時代なり、社会なりの存続発展上の各般の要請が、併せて充たされていくのにも、また適する機能を備えることが、公民館の性格から、当然と考えられます。この観点に立てて見ますと、大都市においても、僻村と何ら異なることなく、公民館に寄せられる期待は重大であるにもかかわらず、現実は概してその分布、配置をはじめ、規模、内容ともまじゅうぶんであり、貧困であります。つまり、あらゆる地域について、広くはが国全体を見渡して、公民館の設置および改善の必要を理由もそこにあるのであります。

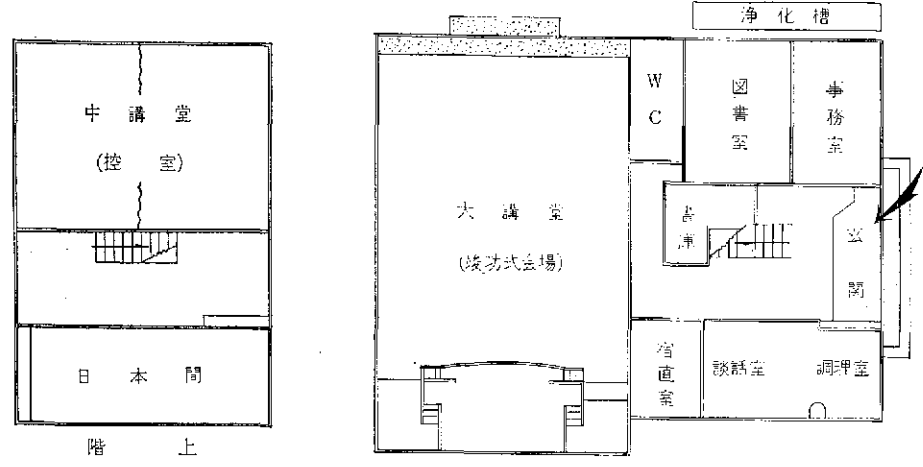
二、実際の公民館とはどんなものか

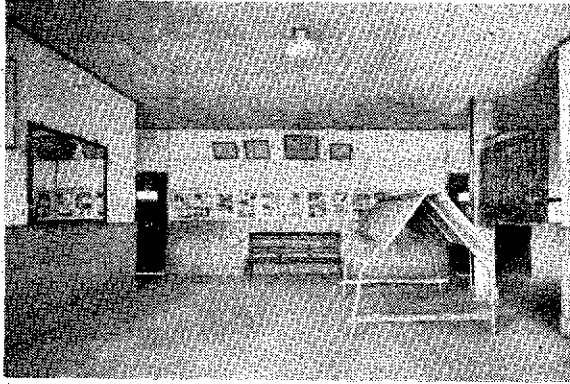
ところで、公民館といえは、いまなお、集会所のようなものと考えたり、映画会や成人

式・老人の日などの行事をするところだと思つている人がすいぶんあります。中には、結

津川町公民館平面図

大正二階建、延建坪数九五五平方メートル(二六八坪) 人口約一〇、五〇〇人、主産業・農業、林業





施設ばかり大きくても、内部がどうなっているかが問題です。新しい展示法でふんいきのある展示をしたりして、公民館へ行けば何かしら得るものがあるというふうにしたいものです。



「これも公民館です」といいたいところですが守門役場兼公民館で専用施設ではありません。しかし、守門村公民館では広報活動に力を入れ毎月20ページの館報を発行しています。

したがって、公民館は、あらゆる領域の、各種の学習が誰にでも容易にできるようになっていることを理想とする施設でなければならぬといわねばなりません。すなわち、公民館は住民の必要に際した事業計画を立てて、講義や討議方式の学習活動をはじめ、各種の発表・展示、映写、放送などの手段を通じて、さまざまな学習その他文化的活動の機会や材料を住民に提供するとともに、個人でも、集団でも、自由とその施設・設備を利用して、事業に参加できるやうに住民に開放されている施設

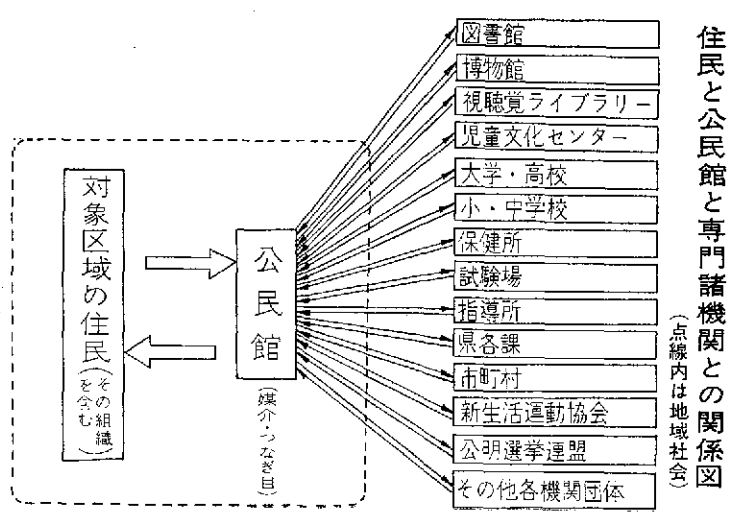
すべきです。
(一) 公民館は地域住民のすべてに奉仕する、いわば開放的な、生活のための学習や文化活動の場である。
したがって、公民館は、あらゆる領域の、各種の学習が誰にでも容易にできるようになっていることを理想とする施設でなければならぬといわねばなりません。すなわち、公民館は住民の必要に際した事業計画を立てて、講義や討議方式の学習活動をはじめ、各種の発表・展示、映写、放送などの手段を通じて、さまざまな学習その他文化的活動の機会や材料を住民に提供するとともに、個人でも、集団でも、自由とその施設・設備を利用して、事業に参加できるやうに住民に開放されている施設

であることが求められているのです。
(二) 公民館は人びとの日常生活から生ずる問題の解決を助ける場です。
前項のことと密接に関係することですが、公民館は日常生活の中から生ずる数々の疑問や緊急に解決を必要とする問題について、直接、個々に答える措置を講じたり、関係資料を提供してその解決に役立てたり、助言を与えたりするほか、集団でこれらの問題の解決をはかる場合に便宜をはかり、努力する働きをするべきであると考えられます。したがって、公民館は、あらゆる問題を処理できるやうな条件や体制、つまり、現実および将来を見通した施設設備をはじめ、職員や講師が助言者や資料などを整備するものでなければならぬこととなります。

(三) 公民館は他の専門的な施設や機関と住民との結び目となるものである。
公民館が上に述べたような仕事を果たすためにはおそろしく、その実体は、ほん大な規模を必要とするように思われるでしょう。公民館が単独で、そのすべてを背負おうとすれば、そのとおりです。しかし、公民館の特色の一つを発揮することができず。すなわち、公民館は図書館や博物館のような専門的施設、保健所・試験所・研究所などの専門的機関、および学校その他の教育機関や行政機関と密接な連携を保ち、それらの機能を活用しながら、住民に対するサービスを提供し、適切にすることができるところです。公民館は、言葉や学習員や技術者やその他それらの道の専門家の協力があるならば、これらの職員を必ずしも公民館に置かなくても差支えない場合が多く、また、住民にとって、日常必要、しかも利用頻度の多いものは、

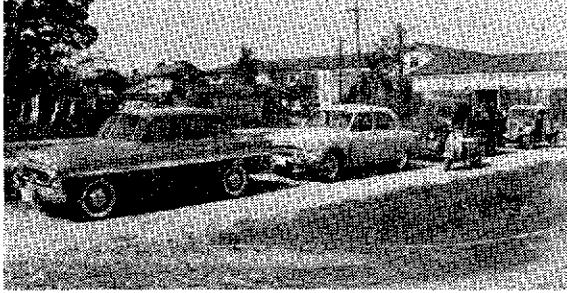


県内には併置公民館本館が独立館の倍の二三四館もあり、その施設は他県より遅れています。



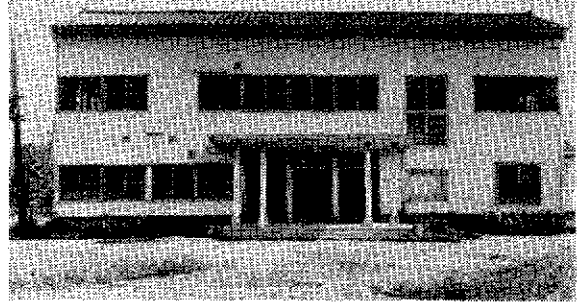
住民と公民館と専門諸機関との関係図 (点線内は地域社会)

ために造ろう



また同町公民館では自動車運転技術の講習に必要な場と設備をもっています。社会の動きに即応しようとしている表われでしょう。

公民館



豊栄町では、県内他町村にさきがけて近代的公民館施設をつくりました。10年も前のことです。人が施設をつくり施設がまた人をつくっています。

それ自身各方面の資料をすべて保有することに必ずしも苦しまなくても済むでしょう。ただ、必要の都度、問題によってこれを適切に処理しうる能力と技術を有する職員、他から借受ける資料を保管し活用する施設設備を整え、他の施設機関との相互提携による公民館活動を円滑に実施することができるようになり、かつ、実効をあげるようつとめるべきです。そうすれば、公民館は、本来の目的と性格に基づき、それ自身の充実改善とともに、他の努力を加えた機能をもって、地区における社会教育の総合的な中心拠点として、住民の日常生活をよりいっそう高め、地域社会の建設発展に重要な役割を果たし、各業ともに意義のある有力な施設となるわけです。いいかえると、公民館自体の機能のほかに、図書館や博物館、あるいは、情報センターとしての機能で事実上發揮することもできるのです。一面のことでは、図書館や博物館などの社会教育施設にとっても、その館外活動ないし奉仕活動が広く効果的に發揮されることになるという見方もできるわけです。(註一)

したがって、このようなかたちのものでなつて始めて、公民館は地区における総合的な教育・文化のセンターとして、他の社会教育施設と異った独自の性格をよび、他のものでは充たされない働きをうちだすことができるのであります。しかるに、以上のような反復で現実をみますと、中途半端な機能しか持たない図書室や貧弱な展示資料や内容が単純になった学習活動の類が多いといつてよいでしょう。これでは、一般の人びとの関心を惹きつけることもむずかしいでしょうし、生活にじゅうぶんに役立つことはできないに相違ありません。

四年十二月二十八日文部省告示は市町村の一定の地区を、対象区域とする公民館を公民館の最も基本的なかたちとして第一に掲げておられます(同基準第二案から第五案まで)これは、市町村全体を一つの単位とする施設では、日常の利用に不便なうえ、不完全な機能の施設の総合体となり、したがって、他の施設と適合するきらいがなくもないためです。要するに公民館は、その市町村内またはその周辺に、充実した他の専門的な施設ができるほど内容が充実してゐるわけで、他の施設ができたために、競合を生じ、弱体化するといふようなことは起らないし、起つてはならないといふべきでしょう。

(註二)公民館は各機関と住民との媒介となるものですが、その媒介のしかたは、専門的なもの、特殊なものになるほど住民から、専門機関の方へ橋渡しをするなどの便宜を図り、一般的で、住民により多く関係のあることには公民館自身が、それらの機関から資料なり、企画なりを公民館の方へ持つてきて、公民館の専業として一般の人々に提供するかたちをとることになります。公民館は何といつても地域の教育・文化の中心となる施設だからです。

四公民館は仲間づくり(地域住域の人間関係を適切にする)の場です。

公民館の事業やその利用が住民の生活上の要求にしっかりと結びつき、人びとの公民館に出入する度数が頻繁になつてくると、集約的な学習の場を通して、あるいは、個別に施設や設備の利用をしながら、相互接触の機会が増大し、同じ傾向の問題を取組んでいるとか、趣味嗜好を同じくするとかいふことで、人と人との結びつきが広くかつ堅固になつていくものですが、こうした点から人びとがお

明日の公民館のために

- ☆公民館はあなたのものです。自分のものに遠慮するなんておかしいですよ。(農山漁村文化協会 浪江 虔)
- ☆公民館は民主化への通路である。(山形新聞論説委員 須藤克三)
- ☆公民館よ、愛される、気さくな存在たれ。
- ☆公民館は「言論の自由」に対する確信のもてる場所にした。 (評論家 戒能通孝)
- ☆公民館は楽しい「ホーム」であり、「教室」であり「広場」でありたい。(評論家 村岡花子)
- ☆社会教育は、公民館がいかに地域の教育環境を把握し実践するかの函数である。
- ☆公民館は潤滑水であり、潤滑油であり、培養土であり、機動力である。
- ☆老いも若きも、男も女も、みんながかみしめをぬいで話しあう場、公民館はそういう場でありたい
- ☆公民館活動はめしを忘れた社会教育であつてはならない。
- ※話し合う集まり、考え合う仲間、行ない合う機会をつくる場、公民館はそういう場でありたい。
- ☆社会教育は無智と貧困からの解放である。きょう一日の尊さを知らないものは、指導者の資格はない。(山形県原代村公民館長 五十嵐佐恭)
- ※社会教育不振の大きな原因は理論の弱さである。社会教育職員は、どんな忙しさのなかでも理論の研究をおこたつてはならない。
- ※社会教育指導者よ、権力の末端に安座するなかれ。
- ※社会教育は人間改造であり、社会改造である。
- ☆社会教育は一般行政に優先して行なわれなくてはならない。(刈羽郡刈羽村長安沢純正)

(※印は出典不明)



同公民館の図書室です。蔵書数は一万数千で暖房完備ですから、夜間9時まで開放して住民の皆さんに喜ばれています。

見附市中央公民館は、昭和32年度に文部大臣賞を受けただけあって木造ながら内部は充実しています。大ホールをはじめとどの部屋にも赤外線ガストーブがはいついて冬も伸び伸びと活動できます。便利な映画室や暗室にいたるまでゆきとどいた設計がなされています。

三、公民館の施設と設備をめぐる問題

- (1) ある程度の、例えば、地域的に考えて、摘要度の多い参考図書の種類などをならべ、なお、ある程度の図書資料を安全かつ利用に便利なもの、運営と管理のできるへや。
- (2) 他から借入れた資料を保管できるへや。
- (3) 日常生活に必要な実習(たとえば、家事、家庭工作、機械器具の分解など)に適するへや。
- (4) 趣味・レクリエーションのための実習(例えば踊り、演劇、音楽、スポーツ、美術、工芸など)にふさわしいへや。
- (5) 講義や討議に便利なへや。
- (6) ⑦常設的に小規模な展示のできる場所と⑧臨時に少々規模の大きい展示のできる場。
- (7) 数十人ないし二、三百人の集会のできるへや。
- (8) 個々の人の相談に際するときに使うへや。
- (9) 入館者が気軽に休憩をせしめるへや。
- (10) 職員や入館者が自由に事務のとれるへや。

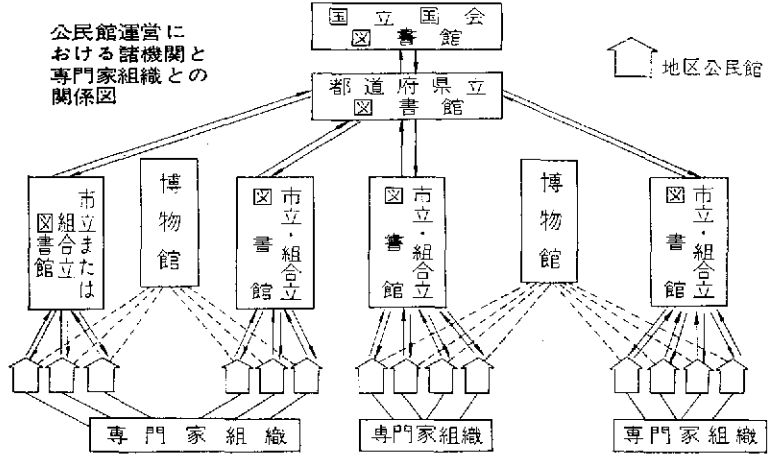
互に力を合わせることににより町や村づくりおよびその基本となる住民の成長、つまり人づくりが進んでいくことになることがじゅうぶんに予想されましよう。このような機運や体制をつくるためには、公民館のまことに大切な使命なのですが、ただ、いろいろな集団が次々に生まれ地域組織が整うというだけで

互に力を合わせることににより町や村づくりおよびその基本となる住民の成長、つまり人づくりが進んでいくことになることがじゅうぶんに予想されましよう。このような機運や体制をつくるためには、公民館のまことに大切な使命なのですが、ただ、いろいろな集団が次々に生まれ地域組織が整うというだけで

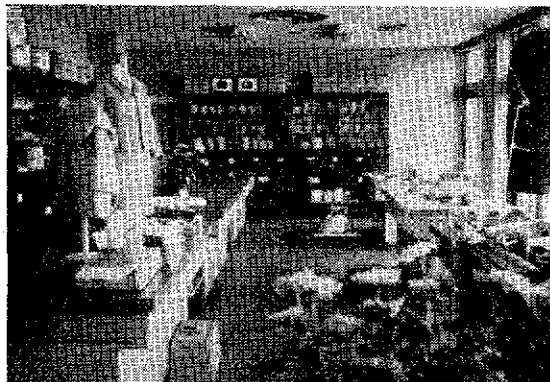
なぐ、それらの集団や組織が公民館と結びついて一そう活発な諸活動をつづけ、しかもそれらの相互の協力連携を保つという発展過程を通して、地区の教育・文化の振興に寄与すること、ここに公民館の本来の姿の一つを認めることができるといえます。



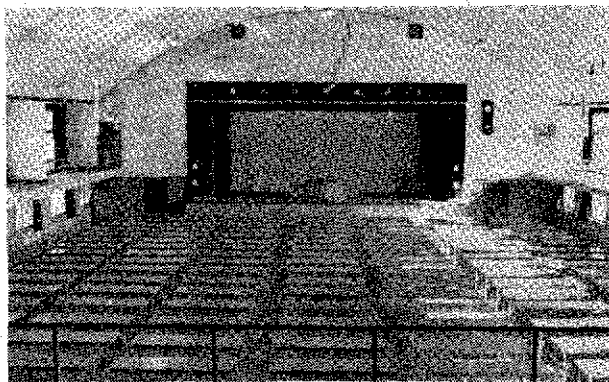
地域の文化の中心センターたる公民館のトイレットに水洗式をとりたいことは、決してぜいたくとはいわれないうべし。



諸機関は図書館・博物館を事例とし、専門家組織は地域の学識経験者をいう



広島県府中町南公民館の実習室です。厚い板の台は断ち板にもなるし、調理台にもなります。この板をはずすとステンレスの流しとなり水道の蛇口やガス台もついています。周囲にはいろいろな実習の道具が並び電気のコセントもたくさん備えつけてあります。



34年再建された湯沢町公民館大ホールでは400人が学習できるようなつくえ、いすが備えてあります

公民館はいわば、その施設はたゞにあって住民の現実の生活に結びつく多様な活動を行うものなのですから、事業実施の前提として、先ず、その多様な機能を営む中心

四、公民館事業の再検討

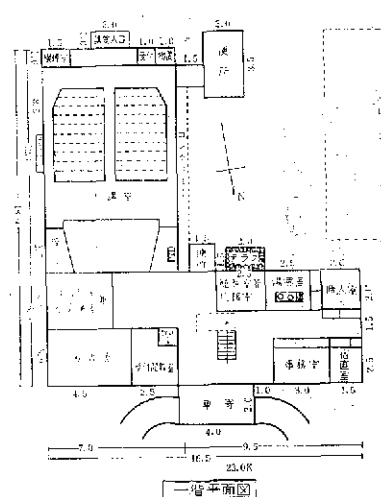
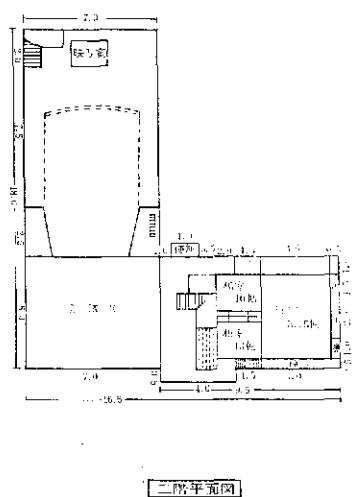
公民館はいわば、その施設はたゞにあって住民の現実の生活に結びつく多様な活動を行うものなのですから、事業実施の前提として、先ず、その多様な機能を営む中心

いようにいろいろな注意を払ってほしいものです。(注三)
しかし、このような建物もそれに伴う設備を整えなければ機能を完全に發揮することはできません。たとえば、家事家庭の実習をするへやには、調理、染色、洋裁、電気器具の取扱いなどに便利に給排水、電気、ガス、調理台、裁断台などの設備を欠いてはなりません。また、工作、機械の分解組立などを行う部屋には、工作台、電気、ガス、給排水等に加えて、電気工具類が備えられなければあまり役に立たないといえましょう。農村では、実習室の外側にテラスを設け、これにグラスビニールの屋根をかけ、大型の機械や家畜の類を運んできて実習することもできるような設備をしなければならないことであろう。趣味の実習を行うへやでも全く同様で、実習の種類に応じて、楽器なり、照明用具なり、現像用具類などの整えなければならぬといわねばなりません。また、展示場には、壁面が用意されなければなりませんし、休憩室付近には陳列ケースや茶飲場があり、テレビ、新聞雑誌台などが置かれ、図書室には参考図書などが用意されておかなければならないでしょう。また、教室は、暗幕装置があつていつでも映写機を用いて学劇ができるようになっていなければならない。講堂を屋内体育場とする場合には、当然その規模に応じて、バレーなどの球技用の器具なり、卓球台などが用意されていなければならない。屋外に運

動的施設としての整備をはかるとが基本要件などということが出来ます。これに加えて、前述のように他の各種の施設や機関との連携の体制を固めること、専門家の組織を作ること

動場を持つ場合も、依據のための簡易な用具やソフトボール、バレー、その他のスポーツ用具などが用意されなければならないでしょう。しかも、これらの諸設備は公民館がその活動に用いるだけでなく、個人なり集団なりに対し必要に応じて貸し出すことにもなりますから、その種類や数量は、地域の必要と利用の状況に応じて適訳し増減することになるわけです。

また、公民館に分館があつたり、類似施設があつたりする場合は、そこで行われる教育・文化活動の内容を充実したものとすため、展示資料や展示壁面や料理設備や映写機の類を運んだり、図書の巡回箱を回すことがあります。場合に応じて各種の備品を運び、時にはみずから教育活動を行うという多様な機能を持つ自動車が使われることが最近次第に多くなつてきています。これは一般に、移動公民館と呼ばれるもので、前記「設置基準」では、連絡等に当る公民館に置くことに決められております。



佐和田町公民館平面図

本館三層ビル建、延床面積一、八八二平方メートル(五五坪)
人口約三、〇〇〇人、市街地、商業、閑静



加茂市移動公民館の巡回文庫風景です。これからの広い区域の活動には映写機やちょっとした実習用具も積み込めるような自動車がぜひほしいところです。



長岡市六日市青年学級生がテープ・コーダーを活用して学習しています。公民館は施設の充実とともに、近代的な学習設備もととのえる必要があります。

などがあると考えられます。事業は、まさにこの体制の上に展開されていくことになるからです。

ところで、公民館の事業は、一つには、住民の個人または集団による要請に応じて、施設、設備、資料等を提供したり、職員ないし専門家組織を利用させたりする面と、もう一つには、住民の要求や必要に基き、一定の事業をみずから実施して、住民にさまざまな私たちの学習や文化的活動の機会を提供する面とがあります。

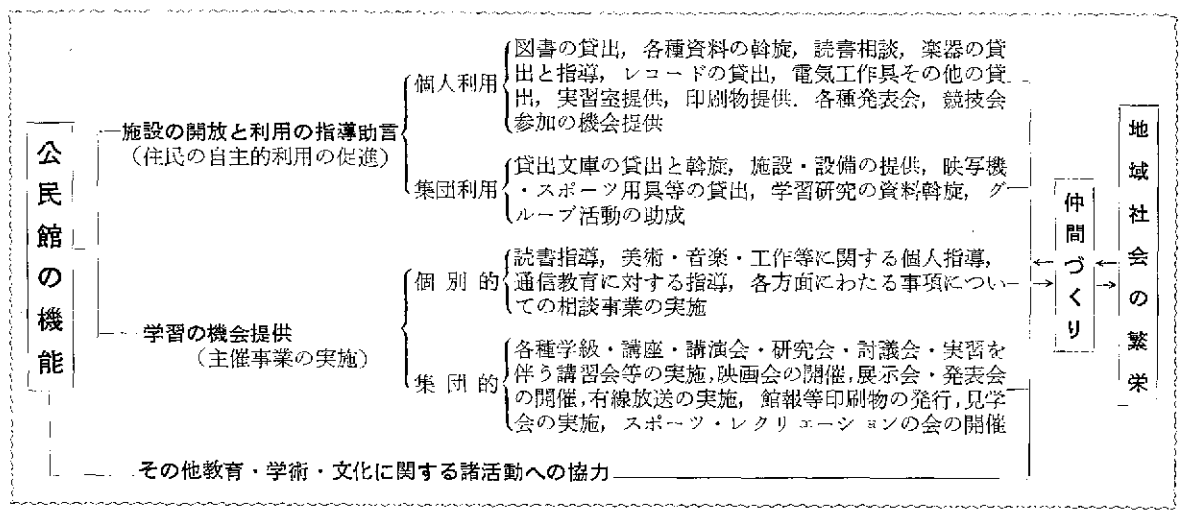
前者のうちの個人の利用のかたちというのは、一人で本を読んだり、そのための読書指導を受けたり、音楽を聞いたり、自分で演奏したり、ものを調べたり、電気工作を用いて器具を作ってみたり、体操用具を用いて身体を鍛えたり、質問を持込んで回答を要請したり、というようなかたちのものであります。

次に、集団での自主的な公民館の利用というのは、一定の目的を持つ人たちのグループが公民館の施設や設備を用いて、趣味や実益や教養のためのさまざまな学習研究の活動を行う場合です。こうしたグループに、必要な機材を与え、資料や講師、助言者の提供を行うことも、人びとの自主的な社会教育活動を促進するうえで非常に要望される、大切なことです。しかし、これらの牽引を行うためには、前に述べた各種機関との連携や専門家などの、指導者組織の編成や、確立がきわめて重要になってまいります。特に、個人の要請に応じ相談に乗る(カウンセラー)ということとは、これまでの公民館では一般にあまり重要視しなかつたことですが、切実な悩みというものは、個々の人の生活の中にこそあると云えないことはありません。そのうえに、とくに成人については、そのすべての活動が集団のかたちで行われるのでは抵

抗を感じるものがあつて、教育・文化活動の促進を阻害することが往々ありますから、今少し、個別的な利用について検討を加える必要があると思われます。その方法としては、個々の研究や製作のための実習室の開放、図書の実施などと連携相談、相談室の開設、通信教育の実施などがあります。また、機械、器具、楽器なども自由に使用させ、これに止しい指導を与える時間を設けるなどのことも非常に意義のあることと思われまふ。もちろん、このような個人的な活動からグループづくりができればそれは望ましいことではありません。かりにそこまで至らなくても、社会教育として大きな意義があるのではないかと思われまふ。

次に、主催事業というのは、地域の必要なり、住民の要求に基いて公民館が中心となつて実施する事業のことです。従来は、青年学級、婦人学級、産業講座、趣味講座、家事家庭講座というようなかたちの学級、講座と、成人式、老人の日、体育祭などの年中行事や文化祭とか品評会とか名づけられる行事などがその主なものである場合が多かつたのですが、いずれの場合も時代の進展に応じ、社会の動きをよく見きわめて、常に内容の改善に努める必要があるように見受けられます。

たとえば、講座の類にしましても、企画の段階から実施、展開にいたるまで、かなり反省し検討を加えなければならぬものがあるようです。ありきたりのかたちの講座をかたの如く企画しては、希望の多いことからさえ取入れさせずばよいと思つていたり、また、映画さえ用いれば講座の魅力は増すと考えたり、安易かつ単純に扱つてゐる例が少なくないようです。学習者の募集はなほ勧誘なりの段階でどの程度の対策が講じられているかも問題です。対象となる人びとの大部分

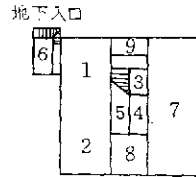
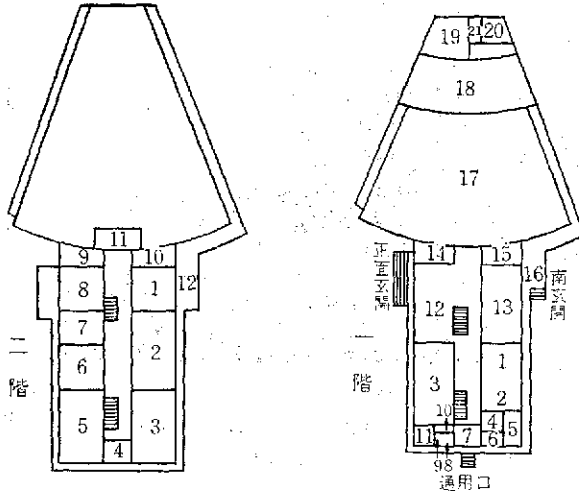


広島県府中町南公民館平面図

(表紙カット写真)・(説明下図)

鉄筋コンクリート造、延建坪数 1,504m² (455坪)

人口約22,000人、地域の特殊性、大企業に勤務する労働者の町で、ベッド・タウン的性格もある。



が参加を妨げられるような場合にその原因がいろいろ研究されているでしょうか。機会均等の趣旨を拡大しようとして、部落や職場職域への進出をはかるといふことは結構ですが、それだけで問題は解決するでしょうか。学習の必要を感じさせるため、どの程度のくふうが講じられているでしょうか。個々の人に結びつくためにどんな手段がとられているでしょうか。通算教育やラジオ・テレビ・図書などを媒体とする住民との結びつきはどのように行われているでしょうか。有線放送のある地区で、住民の教育を主として学校の開設にそれ以外の役割を果しているのでしょうか。学習の中に義務・実習の要素はどれだけの割合で入れられているのでしょうか。視覚的方法の活用ということがあると思いますが、これに、図表、写真、実物、模型、あるいはこれらの既製の教材や自作の教材ないし見学や観察などはどのように組み込まれ活用されているのでしょうか。また、ラジオ・テレビの家庭視聴が公民館などで行われる学習の機会とどのように結び合わされているのでしょうか。トランスミスターラジオはどのように活用されているのでしょうか。こんな具合に反問してみると、学習の機会の計画や活動一つをとってみても、なお検討すべき点が多ければならない問題がまたまた数多くあるように思われます。講座や学級の開設に実績を挙げている公民館は、特に問題のない地域を除いては、すべてこうした問題に研究と経験を重ねて、その内容の充実につとめ、あるいは参加者の脱落をはかっているのではないかと考えられます。

また、講座の中で、最も多く求められ成功者の多いものは、一般には、趣味と実益に關するものであり、特に教育そのものに関するものは、ほとんど教育についての図表をも

つものであるといわれていますが、趣味と実益に關するものでも、講習内容とともに、開設の場と設備が参加者の学習意欲に大きく影響するものですから、公民館の關係者はこの点にいつそう留意の必要があります。その意味で、場の設定に當って居心地のよい机・腰掛のほか、視覚設備を整え、簡単な給排水設備、コンセント、参考書陳列用書棚等を設けるなどの配慮が大切になるわけです。

このほか、最近では、小・中学生を対象として、趣味と実益をねらった科学教室とか文化教室とかが開設されて好評を拍し、青少年の健全な育成に少なからず貢献しているのは喜ばしいことです。

しかし、こうした講座も教室の類だけでは、一般の人びとに、公民館の利用を促すことにはいささか困難のようです。また、趣味や実益以外のことは成立しないからといって、実施しないのではありません。講座のようなかたちの教育や文化活動には参加できない人びとのために、もっと気軽に自由な時間に参加のできる事業や方法を考案する必要があります。たとえば、各種の展示会とか、発表会とか、教育映画の会とか、実演の会というのがそれであり、ニュース、機関誌、広報、掲示、回覧板等の利用や街頭公民館、報道公民館などというかたちの活動もその中に入ると思われます。映画会や掲示ももちろん、展示会なども、既に、文化祭とか、児童会とか産業展覧会とかいうものの中で行われている例は少なくありません。各種の発表会も、公民館の各グループの総合発表会というかたちでも行われています。しかし、その内容を開催のしかたについては、なお反省を要し検討改善を加える余地のあるものが多々あるようです。映画会の場合で

上 図 凡 例

近代的な施設		公民館	
広島県府中町の公民館		公民館	
17	ホス	17	居室
18	テ	18	居室
19	控	19	居室
20	化	20	居室
21	粧	21	居室
《地下室》			
1	機	1	居室
2	電	2	居室
3	前	3	居室
4	視	4	居室
5	鏡	5	居室
6	倉	6	居室
7	工	7	居室
8	倉	8	居室
9	倉	9	居室
<p>《2階》</p> <p>1 結婚式場</p> <p>2 大図書</p> <p>3 大図書</p> <p>4 大図書</p> <p>5 大図書</p> <p>6 大図書</p> <p>7 大図書</p> <p>8 大図書</p> <p>9 大図書</p> <p>10 大図書</p> <p>11 大図書</p> <p>12 大図書</p> <p>《1階》</p> <p>1 事務室</p> <p>2 事務室</p> <p>3 事務室</p> <p>4 事務室</p> <p>5 事務室</p> <p>6 事務室</p> <p>7 事務室</p> <p>8 事務室</p> <p>9 事務室</p> <p>10 事務室</p> <p>11 事務室</p> <p>12 事務室</p>			

広島県府中町では、立派な近代的な公民館を二つも設置しています。人口三万そここの町ですが上図の南公民館と中央公民館の予算は二階で一〇〇〇万円を越えています。専任職員は両方で十数名もいて、設備のうち舞台装置などはボタンを押すと自動的にマイクが伸びたり幕が開いたりという魅力ある機構をとり入れています。都市近郊に位置する町で、住民のうち過半数が工場等の勤務者ですから激しい労働に明け暮れる日常を、公民館が、あたかも「人間の回復」をはかる場を提供しているのだといふこともできるのではないのでしょうか。遊きももできる電氣行や遊樂バンド、式、ピアノ二台などもあって時代に即応した機能を果しています。総合開発計画の進展とともに、本県でもこんな公民館がぜひほしいものです。

展 示 会 の 種 類

教育展

生活合理化展、結婚改善展、食生活改善展、住宅改善展、衛生展、暮らしの工夫展、家庭生活展、科学技術振興展、生活科学化展、世界情勢展、防犯展等

競技展

市民美術展、書道展、活花展、菊花展、品評会、手芸展、料理展、家庭工作展、発明工夫展、盆栽展、写真展等

参考展

改良衣服展、民芸品展、包装紙店、読書資料展、通信教育テキスト展、住宅設計展、農機具展、台所用品展、郷土資料展等

鑑賞展

名作美術展、県展巡回展、名家書道展、古美術展、入選品特別展、傑作写真展、刀剣展、工芸品展等

この表の展示会は臨時展示の方法で、常設の展示は、公民館のロビーや図書室や廊下に設けられた陳列ケース、壁面、棚などによって常時行なうことがいのです。

もむつと主題をはっきりしたものでない、生活にいつそう役立つかたちのものにするなど、研究問題が山積しているはずだ。各種の発表会も、住民のお互いの力を高めるために、住民の参加するものほか、模範的なものを加えると、さらに効果的であり、発表の内容も、演劇、音楽、各種の研究、いろいろに各方面に亘ることが提案されてよいであろう。できれば、それぞれのものを別の機会に開くようにすることは、年一回だけの開催というふうな単調で実り少ないやり方に陥るのを防ぐことであろう。また、美術品、手芸品、または生産物、発明くふう品の展示会も住民の作品の競技的な展示を行うのみでなく、模範的なものや参考品を見せる機会をぜひ持つようにしたいものです。さらに、生活改善とか市民性の高揚とか家庭教育とか科学振興とか、一定の主題を持った教育的な内容の展示会を行ってそれらにたいして対する一般の関心を高め、理解を深める機会とすることもできましょう。ただし、このよきな内容のものは、展示品の製作や資料の収集に困難が伴い、経費も多額に要する場合があります。弊害の効果がきわめて大きいかかわらず、ほとんど、開かれていないのが実際のところだ。今後は、事業計画を立てる場合に、いもつと、こうした一般の人びとに結びつく事業を中核にして、企画を立てることが注意されてよいと思われたい。ただ、その場合、事業の不足を補い、事業内容の充実と人びとの関心と興味を強く惹きつけるために、公民館相互が協力して、共同事業の形態をとったり、事業内容に応じてそれぞれの関係団体や関係機関と共催したりするような方法を講じていくことが成功に結びつく道であるといえます。また、展示会を開くには、適切な展示の場を持つ必要がありますが、公民館に

はいかんながら、その用意がきわめて少ないのです。したがって、一回でも、展覧会を備えようとする、大へんな努力と経費を伴い、そのことが展示会開催の意欲を弱くし、企画の実施の妨げとなる場合が少なくありませんでした。そういう事情から、他の団体、機関でも、展示会の必要は感じながらも、公民館を利用しての展示会の計画を立てることが少なかつたのであります。だから、今後の公民館には、このような障害を除去するため、少なくとも二〇〇平方メートルから二五〇平方メートルくらいの面積を要する展示がいつでも簡便にできるような施設を整備することが求められるわけです。講堂だけで不足ならば、廊下会議室なども利用して最低の展示面積を確保するとともに、平面、立体の両面にわたる展示が可能になるよう壁面を丈夫に用意することです。なお、先に述べました発表会や展示会をひんぱんに行うことは、この方面に対する住民の関心を高める生活水準の向上に役立つと同時に、これらに関する学習やグループ活動を盛んにすることにもなり、相関的な発展に寄与することになりますから、公民館の事業計画の中で、今後の研究課題とするに定る現実的な価値を多分に有する問題であるといえることができましょう。

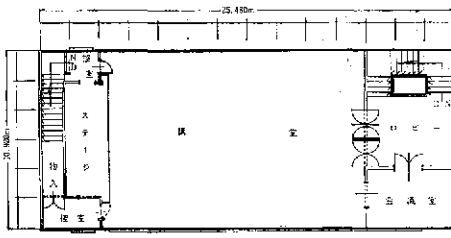
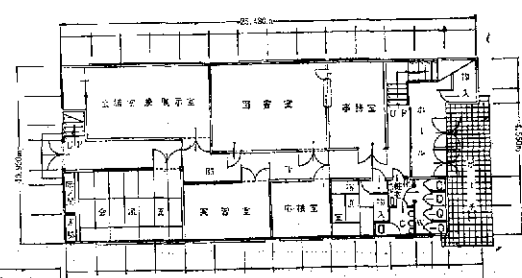
× ×

心がけましょう (親切運動)

- 1、「ありがとう」「すみません」「これはどうも」「おかげさまで」などのことを日常忘れずに使いまししょう。
- 2、応待はいつも笑顔でいたしまししょう。
- 3、これぞに勇気をもって親切を行ないまししょう。
- 4、ひとから親切をうけたときは、すなおに受け入れまししょう。

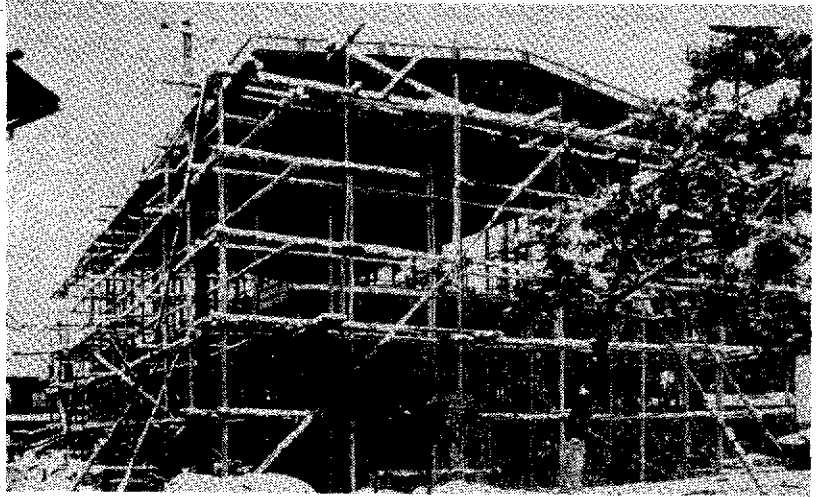
亀田町公民館平面図

敷地面積 2200㎡ (約50坪)
 人口約 1000人、生活業・林業、農林畜産



本号を活用してください

本号は、相当部数増刷してありますので、各方面へのPRの資料として役立ててください。特に市町村理事者、教育委員、社会教育委員、公民館運営協議会の方々へもねなく配布していただければありがたいと思っております。



建設中の亀田町公民館です。町の中央部にある神社境内の一角に建設しようというので、思わぬ障害に出合ったり、設計も当初のものから一歩後退してちよと手扶の感じになりました。しかし鉄骨構造で土足のまま上れること、水洗便所であることなど前向きな姿勢がみられます。神社は昔の人々の心のよりどころ、公民館は現代人の心のよりどころといえるものです。その意味でも神社のなかに建った公民館のモデル・ケースとして今後の活躍が期待されています。

公民館の設置及び運営に関する基準 (抄)

(昭三四・二・二八)

- 第二条 公民館を設置する市町村は、公民館活動の効果が高めるため、当該市町村の小学校又は中学校の通学区域、人口、人口密度、地形、交通条件、社会教育関係団体の活動状況等を勘案して、当該市町村の区域内において、公民館の事業の主たる対象となる区域(以下「対象区域」という。)を定めるものとする。
- 第三条 公民館の建物の面積は、三百三十平方メートル以上とする。ただし、講堂を備える場合には、講堂以外の建物の面積は、二百三十平方メートルを下らないものとする。
- 2 公民館には、少くとも次の各号に掲げる施設を備えるものとする。
- 一 会議及び集会に必要な施設(講堂又は会議室等)
 - 二 資料の保管及びその利用に必要な施設(図書室、児童室又は展示室等)
 - 三 学童に必要な施設(講義室又は実験・実習室等)
 - 四 事務管理に必要な施設(事務室、宿直室又は倉庫等)
 - 3 公民館には、前二項に規定するもののほか、体育及びレクリエーションに必要な広場等を備えるように努めるものとする。
 - 4 第一項及び第二項に規定する施設は、公民館の専用の施設として備えるように努めるものとする。
- 第四条 公民館には、その事業に依り、次の各号に掲げる設備を備えるものとする。
- 一 机、椅子、黒板及びその他の教員用具
 - 二 写真機、映写機、テープ式磁気録音再生機、蓄音機、テレビジョン受像機、幻灯機、ラジオ聴取機、拡張用増幅器及びその他の視聴覚教育用具
 - 三 ビデオ又はオルガン及びその他の楽器
 - 四 図書及びその他の資料並びにこれらの利用のための器材器具
 - 五 実験・実習に関する器材器具

むすび

以上、きわめて簡単に、要を得ませんでしたが、これからの公民館のあり方、中でも、その施設、設備、組織、事業について、その充実方を検討してみたのでありますが、そのようにその充実を図ったとしても、それらの機能をじゅうぶん発揮するためには、施設、設備、職員、運営について正しい管理をおこなうにしないことには注意することが必要です。特に、施設、設備の管理に関しては、集会所や貸

本屋同様、どんな種類の事業にもどんな目的の人にも無制限に貸し与えて、公民館本来の目的を達成するのに支障を生じたりするようなことがあってはなりません。むしろ、もっと積極的に公民館が主催する事業にせよ、施設、設備を提供する場合にせよ、すべて教育的配慮のもとに利用されるように配慮、市民性の涵養なり、郷土振興なりが施設や設備の利用を通して、自然に行われていくように管理者は、その運営に特に留意することが大切である。

六 体育及びレクリエーションに関する器材器具

第五条 公民館には、専任の運営及び指導を備え、公民館の規模及び活動状況に依りて指導の数を増加するように努めるものとする。

2 公民館の館長及び主事は、社会教育に關し識見と経験を有し、かつ公民館の事業に關する専門的な知識と技術を有する者をもって充てるように努めるものとする。

第六条 公民館は、その事業の実施にあたっては、他の公民館、図書館、博物館、学校その他の教育機関及び社会関係団体等と緊密に連絡し、協力するものとする。

2 公民館は、その対象区域内に公民館に類似する施設がある場合には、必要な協力を援助を与えるように努めるものとする。

(電路等にあたる公民館)

第七条 二以上の公民館を設置する市町村は、その設置する公民館のうち、一の公民館を定めて当該公民館の事業のほか市町村の全域域にわたる事業、公民館相互の連絡調整に関する事業、その他個々の公民館で処理することが不適当と認められる事業を実施させることができる。

あとがき

本年度末県の開庫補助対象公民館は津川町、黒崎村、青根町、亀田町の四館でしたが、新年度は、すでに八館ほどの補助申請希望の市町村が名をのり上げています。このことで、建設へのうごきが活発化してまいりました。補助額も国庫、県費とも年々増額しており、機は熟してきたというところも喜ばしいでしょう。本報の活用を期待いたしております。

(本)

× ×